

洲本市行政改革推進委員会条例

平成18年2月11日
条例第16号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、洲本市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、洲本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年2月11日から施行する。